

# 津波災害警戒区域の指定後 の津波避難対策について

平塚市災害対策課





1. 津波避難対象区域について
2. 平塚市津波避難計画の改訂
3. 津波ハザードマップ
4. 津波避難ビル
5. 津波避難に関する啓発

# 1. 津波避難対象区域について



気象庁が発表する津波注意報、津波警報、大津波警報による津波高に応じて避難対象区域を設定しています。（別紙）

避難対象区域は、津波災害警戒区域の指定前後で変更はありません。



## 2. 平塚市津波避難計画の改訂

津波災害警戒区域の指定を踏まえ、市民等が津波から円滑な避難を確保するために必要な事項について定めた平塚市津波避難計画を改訂します。

避難対象区域、避難情報の発令、津波対策の教育・啓発、訓練等について記載

津波災害警戒区域指定後に改訂予定



### 3. 津波ハザードマップ

津波災害警戒区域の指定に伴い、津波ハザードマップを改訂します。

発行及び配布については、令和9年度上半期を予定しています。



## 4. 津波避難ビル

津波避難ビルは、大津波警報が発表されたときから津波が引いて警報が解除されるまでの間、一時的に退避する場所です。本市では現在、78箇所の建物を津波避難ビルとして指定しています。

津波災害警戒区域指定後も、78箇所のビルは継続され、かつ現行の運用からの変更もありません。



## 5. 津波避難に関する啓発

沿岸部の自治会や小中学校への防災訓練・授業  
により啓発を図ります。

津波対策訓練、図上訓練などの取組を強化します。